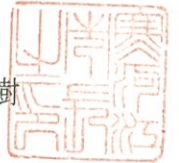


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月22日

寒河江市長 佐藤洋樹



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

寒河江地区

（石持、山岸、新町、六供町、船橋、丑町、幸田、十日市場、新宿、南新宿、越井坂、内楯、七日町、本楯）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 9経営体

個人 55経営体

集落営農（任意組織） 1組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はあるが、十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ① 地域の農地所有者が農地を貸し付ける場合は、原則として農地中間管理機構を利用する。
- ② 農業をリタイヤ・経営転換する場合は、原則として農地中間管理機構を利用する。
- ③ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする場合は、原則として農地中間管理機構を利用する。
- ④ 農地利用集積円滑化事業による賃貸借契約満了を迎える農地は、原則として農地中間管理機構を利用した契約に移行する。

6. 地域農業の将来のあり方

(1) 農地集約化の方針

- ① 農地利用について、地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が、法人を中心に 63.15ha と多いため、法人を中心に集積・集約化を図る。
- ② 農地利用集積を進めるため、農業後継者や新規就農者の育成に積極的に取り組む。

(2) 取組方針

- ① 分散錯圃状態の解消に向けて、出し手と受け手のスムーズなマッチングの調整体制を整備する。
- ② 新規参入を促進して、新規参入者及び中心経営体への農地の集積・集約化を図る。
- ③ 農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

実質化された人・農地プラン

市町村名	地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
寒河江市	寒河江地区 <small>（石持、山岸、新町、六供町、船橋、丑町、幸田、十日市場、新宿、南新宿、越井坂、内桶、七日町、本桶）</small>	平成25年3月21日	令和5年3月17日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	395.21 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計	226.29 ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	137.00 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.00 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	38.00 ha
④ 地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	257.54 ha
（備考）	

2 対象地区の課題

地区内の75歳以上の耕作者の割合が、令和5年には34.8%と年齢階層別にみると最も高くなる予測結果となり、担い手の確保が急務である。
地区内の農地が市街地を囲む形で広範囲に及び、一農家の所有農地があちこちに分散している（分散錯圃）状態が散見され、持続性のある農地利用の確保及び農業の近代化、合理化の弊害となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用について、地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が法人を中心に63.15haと多いため、法人を中心に集積・集約化を図る。
農地の利用集積を進めるため、農業後継者や新規就農者の育成に積極的に取り組む。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

分散錯圃状態の解消に向けて、出し手と受け手のスムーズなマッチングの調整体制を整備する。
新規参入を促進して、新規参入者及び中心経営体への農地の集積・集約化を図る。
農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。